



YUBISからのご案内、創業・起業に関する情報を、毎月、お知らせ  
 します。ご活用ください。

第12号

発行日2004年2月1日

### 創業・起業関連情報

- ・事業計画書に記載する事項
- ・特許を取得するための料金には減免制度があります
- ・合資会社・有限会社・株式会社はここが違う

事業計画書に記入する項目  
 内容は「魅力と根拠」  
 表現は「簡潔と平易」が大事！

「ニッポンの起業家図鑑」を参考に作成

事業プラン名

事業計画書作成の目的

サマリー（事業プランの要約）

目次

事業内容

市場環境

競争優位性

市場アクセス

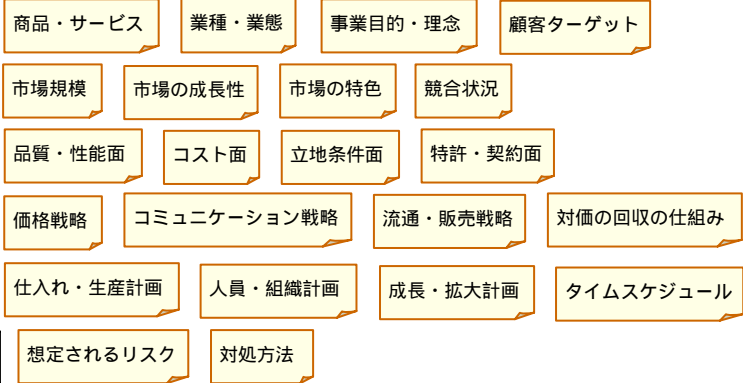
経営プラン

リスクと解決策

資金計画

創業スタッフプロフィール

事業計画書には、  
 「何を、何故、誰に、どんな市場で、どんな特徴で、どのように知らせ、  
 どのように提供するの。それは、何時、誰と、どんな方法で、  
 どの位の金額を用いて、どの位の金額を目指して行うのか。」  
 を記載します。  
 わかりやすく書くこと。明瞭かつ簡潔が鉄則。

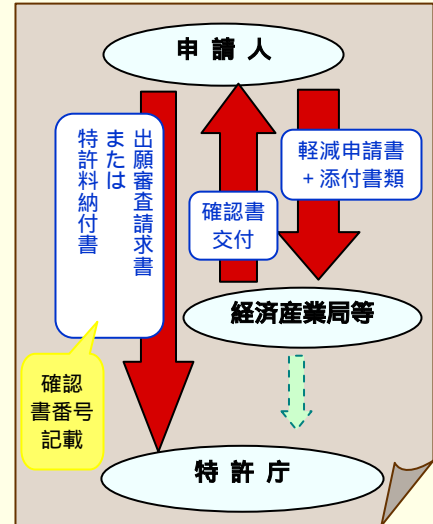
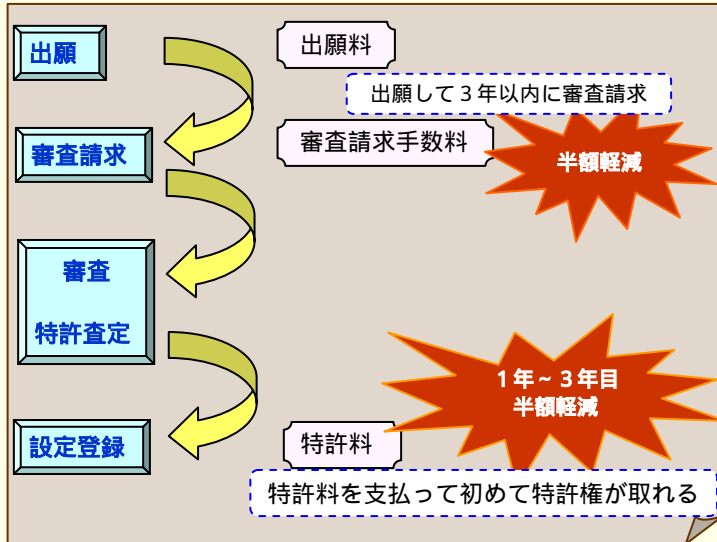


収支予測	開業初年度	2～5年後
売上高	万円	万円
売上原価	万円	万円
経費	万円	万円
損益合計	万円	万円

必要資金	万円
物件取得費	万円
設備資金	万円
仕入れ	万円
運転資金	万円
合計	万円

調達方法	万円
自己資金	万円
出資金	万円
借入金	万円
その他	万円
合計	万円

活用しよう！  
**特許を取得するための料金には減免制度があります**  
 《研究開発型中小企業の場合》



**対象となる研究開発型中小企業**

**個人事業主**

及び の要件を満たす発明者  
**(個人事業主が発明者本人)**  
 従業員数が表1の人数以下  
 研究開発要件を満たしている

従業員がした職務発明を予め承継した使用者(個人事業主で ~ の全ての要件を満たす者)  
 その発明が職務発明  
 その職務発明を予め承継した個人事業主  
 従業員数が表1の人数以下  
 研究開発要件を満たしている

**会社**

~ の全ての要件を満たす会社  
 その発明が職務発明  
 その職務発明を予め承継した会社  
 研究開発要件を満たしている  
 資本の額又は出資の総額が表2の額以下  
 または、従業員数が表1の人数以下

**事業協同組合等**

~ の全ての要件を満たす事業協同組合等  
 その発明が職務発明  
 その職務発明を予め承継した組合等  
 研究開発要件を満たしている  
 次の組合等  
 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会等

表 1

**業種毎の従業員数の基準**

製造業、建設業、運輸業その他の業種	300人
小売業	50人
卸売業、サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	100人
旅館業	200人
ゴム製品製造業(自動車航空機用タイヤ・チューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く)	900人

表 2

**業種毎の資本の額(又は出資の総額)の基準**

製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円
小売業、サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5千万円
卸売業	1億円

**研究開発要件(次のいずれかを満たす者)**

試験研究費等比率が収入金額の3%超の者  
 事業開始後26月以内で試験研究費等比率を算定できない場合は、常勤の研究者数が2人以上であり、当該研究者数が常勤の役員及び従業員の数の合計の1/10以上  
 次の3法のいずれかの認定事業等に関連した出願を行う者  
 中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法における認定事業  
 新事業創出促進法に基づく中小企業技術革新制度(SBIR)の補助金等交付事業  
 中小企業経営革新支援法の承認計画における技術開発に関する研究開発事業

活用しよう！

### 特許を取得するための料金には減免制度があります

#### 資力に乏しい個人

～ のいずれかの要件に該当する個人  
(発明者又はその相続人)  
生活保護を受けている  
市町村民税が課されていない  
所得税が課されていない

特許料(第1年～第3年)	は免除
審査請求書	は3年間猶予 は免除 は半額軽減

#### 資力に乏しい法人

～ の全ての要件を満たす法人  
その発明が職務発明  
その職務発明を予め承継した法人  
資本の額又は出資の総額が3億円以下  
設立5年以内  
平成16年4月1日以降の料金  
納付から、設立10年以内  
法人税が課されていない  
支配法人がない

特許料(第1年～第3年)	3年間猶予
審査請求書	半額軽減

#### アカデミックディスカウント

次の要件を満たす国公私立の大学、  
高等専門学校、大学共同利用機関の研究者  
その発明が職務発明

及び の要件を満たす公立又は私立の大学、  
高等専門学校  
その発明が職務発明  
その職務発明を予め承継した大学

特許料(第1年～第3年)	半額軽減
審査請求書	半額軽減

#### 技術移転機関(TLO)

次の要件を満たす承認TLO  
(私立大学等における研究成果  
を扱う承認事業者)  
技術移転事業の実施に係る出願

特許料(第1年～第3年)	半額軽減
審査請求書	半額軽減

#### 公設試験研究機関

～ の全ての要件を満たす者  
地方自治体に設置された機関  
その機関の業務として試験研究を行っている  
その発明が職務発明  
その職務発明を地方自治体が承継している

特許料(第1年～第3年)	半額軽減
審査請求書	半額軽減

#### 地方独立行政法人

～ の全ての要件を満たす者  
地方独立行政法人法第2条第1項に規定  
する地方独立行政法人  
その法人の業務として試験研究を行って  
いる  
その発明が職務発明  
その職務発明を法人が承継している

特許料(第1年～第3年)	半額軽減
審査請求書	半額軽減

## 合資会社、有限会社、株式会社はここが違う

「ニッポンの起業家図鑑」を参考に作成

	合資会社	有限会社	株式会社		合資会社	有限会社	株式会社
最低資本金	規制なし	300万円 確認の場合 設立時は規制なし。 設立後5年以内に最低資本金以上に増資する	1000万円 確認の場合 設立時は規制なし。 設立後5年以内に最低資本金以上に増資する	決算の公告	必要ない	必要ない	決算期毎に行う
出資者	2人以上(無限責任社員1人以上、有限責任社員1人以上)無制限	1人以上原則50人まで	発起設立 1人以上 無制限 募集設立 2人以上 無制限	出資分の譲渡	無限責任社員全員の同意がなければならない	社員間では自由。社員外へは社員総会の承認が必要になる。	原則として自由(定款で定めれば制限可能)
出資の内容	労務や信用でも可	現金、現物のみ	現金、現物のみ	組織変更	全社員の同意により、合名会社に変更できる	社員総会の特別決議により株式会社に変更できる 確認の場合 設立5年以内に最低資本金に増資できない場合、合名会社または合資会社に変更できる	株主総会の決議により有限会社または合資会社に変更できる 確認の場合 設立5年以内に最低資本金に増資できない場合、合名会社または合資会社に変更できる。但し、純資産が300万円以上ある場合は株主総会の決議により、有限会社に変更できる
出資者の責任範囲	無限責任社員；無制限。有限責任社員；出資額の範囲。	出資額の範囲内	株式の引受金額が限度				
取締役	必要ない	1人以上	3人以上				
監査役	必要ない	いなくてもよい	1人以上				
代表取締役	必要ない	いなくてもよい	1人以上				
取締役会	必要ない	省略できる	開催しなければならない				
役員の任期	制限なし	制限なし	取締役；原則2年以下 監査役；原則4年以下				
総会	必要ない	総社員の同意があれば書面でもよい	開催しなければならない				
最高決議機関	無限責任社員	社員総会	株主総会				

「確認の場合」とは、最低資本金規制の特例を受けた会社のこと

「社員」とは、出資者のこと

会社形態を選択する際のポイントは、事業の内容、規模、将来ビジョン。  
特に、どの程度の期間で、どの程度の資金を動かす事業が重要基準。  
多額の資金や短期間での資金投下を必要としない事業なら、株式会社にする必要はない  
手持ち資金が不足していても、上場などを目指すのであれば、株式会社を検討すべき

発行 山口大学「YUBIS」事務局  
連絡先 〒755-8611 宇部市常盤台2丁目16-1  
電話 0836-85-9972 (FAX兼用)  
e-mail yubis@ml.crc.yamaguchi-u.ac.jp  
URL http://www.crc.yamaguchi-u.ac.jp/yubis/

